

指定特定相談支援 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供する指定計画相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 事業者について

事業者名称	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 渡辺 哲郎
所在地	多治見市太平町2丁目39番地の1
連絡先	電話 0572-25-1131 FAX 0572-25-1132
設立年月日	昭和43年3月11日

2 利用事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所の種類	特定相談支援事業所
サービスの主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、等
事業所の名称 (事業所番号)	社協たじみ 障がい者相談支援センター 特定相談支援事業所 (2131100550)
事業所所在地	多治見市旭ヶ丘7丁目16番地の71
連絡先	電話 0572-26-8516 FAX 0572-26-9027 メールアドレス syougai-soudan@t-syakyo.or.jp
事業所の通常の事業実施地域	多治見市全域

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	関係法令を遵守し、円滑な運営管理を図り、指定特定相談支援を利用する障害者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とします。
運営方針	1 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行います。

	<p>2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立を行います。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)に定める内容を遵守します。</p>
--	--

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	<p>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤兼務 1人
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【指定サービス利用支援】 支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続サービス利用支援】 市が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>	常勤専従 1人 非常勤専従 1人

3 提供する指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、必要に応じて、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	サービス等利用計画の説明・交付	サービス等利用計画の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画を利用者等に交付します。

(2) 繙続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3 及び 5～6 に規定された業務を行います。

入所施設等への紹介 又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障害者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。
-------------------------------------	---

4 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援	利用者負担額は発生しません。※
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、別に定める交通費をいただく場合があります。 この場合、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明し同意を得ます。

※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 濱谷和臣
-------------	----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

6 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

8 記録の整備

(1) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ・アセスメントの記録
 - ・サービス担当者会議等の記録
 - ・モニタリングの結果の記録
- ③ 利用者に関する市への通知に係る記録
- ④ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- (2) これらの記録は指定計画相談支援完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

9 苦情解決等申立に関する相談窓口

【事業者の窓口】 社協たじみ 障がい者相談支援センター	所 在 地 多治見市旭ヶ丘7丁目16番地の71 電 話 0572-26-8516 F A X 0572-26-9027 受付時間 8:30~17:15
【第三者委員の窓口】 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会 第三者委員	石外 志真子 (知識経験者) 宮嶋 淳 (社会福祉士) 電 話 090-6091-0233
【市の窓口】 多治見市役所 子ども支援課・福祉課	所 在 地 多治見市音羽町1丁目233番地 電 話 0572-22-1111
【公的団体の窓口】 岐阜県 運営適正化委員会	所 在 地 岐阜市下奈良2-2-1 電 話 058-278-5136 F A X 058-278-5137

10 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

「社協たじみ 障がい者相談支援センター」が提供する指定特定相談支援事業に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 住所 多治見市旭ヶ丘 7 丁目 16 番地の 71
名称 社協たじみ 障がい者相談支援センター

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「社協たじみ 障がい者相談支援センター」 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業の利用開始に同意しました。

利用者 住所 印
氏名

住所
代理人 氏名 印
続柄